

# 市長の要求に基づき監査の結果について

佐渡市監査委員は、市長の要求に基づく監査の結果を平成28年4月13日に公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次

佐渡市監査委員 中川 隆一

## 監査要求事項及び要求の概要

### 1 監査要求事項

元佐渡市職員（以下「元職員」という。）による不適正な予算執行（以下「預け金」という。）において、現時点で市に損害がないこと。

### 2 要求の概要

預け金とは、予算の執行において、業者と架空取引の契約を行い、その契約が履行されていないのに履行されたとする虚偽の会計書類により公金を支出し、その支出金を業者に保有させ、後日これを利用して契約とは異なる内容の取引を行う不適正な会計処理である。

元職員は「コンピュータに関する情報処理業を営んでいた者（以下「当該業者」という。）に、物品等の納入が行われていないのに、虚偽の請求書を提出させて公金を支出し、預け金として管理させていた。

預け金による金員は必要に応じて引き出され、元職員が在席した総務

## 監査の主な着眼点

### 1 預け金に関する市の調査は適正

か

### 2 預け金以外の当該業者と市との取引は適正に行われていたか

## 監査委員の判断

預け金以外の当該業者と市の取引については、平成18年度に始まり平成26年度まで行われていたが、当該業者から提出された通帳等の出納資料と市の支出伝票等を確認した結果、取引期間における当該業者と市の会計処理は双方とも正しく行われていた。

預け金以外で市が当該業者から購入した単価1万円以上の物品について行った調査でも、特に問題は認められなかった。

これにより、預け金以外の当該業者と市との取引においては問題とならぬような内容は発見されず、当該業者と市の取引は概ね適正に行われていると認められた。

次に、預け金の総額153万5288円の収支に残留がないことについては、預け金によって行われた電子計算機器のシステム改修等の業務委託費及び物品等の購入価格を確認した結果、どちらも一般的な取引の範疇を逸脱するものではなかった。

当該業者からの聞き取りにより、システム改修等の業務委託費をもって、預け金を年度毎に精算し残額をゼロにするための金額調整を行っていたことが判明したが、この調整によって市に不利益が発生するものはなかった。

また、預け金によって購入された物品等は公用で使用されていた。

監査では、預け金による不当な利益の発生や物品等の私的流用などは認められず、預け金の収支に残留がないとする市の調査は適正と考えられる。

以上のことから、監査要求事項である元職員による不適正な予算執行における市の損害はないと判断する。

## 監査委員の意見

預け金という不適正な予算執行が長年にわたりに行われるとともに、この行為が発見されなかったことは甚だ遺憾とするところである。

また、このことにより市の行政運営に対する市民の信頼を大きく損ねることとなった。

今後、市は市長をはじめ職員一丸となって適正な事務の執行を図り再発防止に努め、失った市民の信頼を一刻も早く回復するよう取り組まれることを強く望むものである。